

経過観察年次報告書について

1 経過観察の方針

関係自治体では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を将来にわたって保護・保全していくため、『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』で示した観察指標に基づき、統一的な考え方のもと、経過観察を実施している。

その結果については、各構成資産所管自治体及び4道県が、年度毎に「経過観察年次報告書」としてまとめている。また、それらすべての年次報告書を統合した『北海道・北東北の縄文遺跡群経過観察年次報告書』を年度毎に作成することにより、資産及びその周辺の保護・保全の状況、資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する状況等について総括している。

2 2020年度経過観察年次報告書

別紙のとおり。

※令和4年3月23日に発行。本報告書については、公式ホームページで公開中。

3 2021年度経過観察年次報告書

(1) 対象期間

令和3年（2021年）年4月1日から令和4年（2022年）年3月31日まで

(2) 発行までのスケジュール

令和5年2月頃に予定している第2回専門家委員会において、「2021年度経過観察年次報告書（案）」について諮り、縄文遺跡群の保全状況や傾向、対応策等について、専門的な意見等を得る。

その意見等を反映させ、令和5年3月に報告書を発行し、公式ホームページにおいて公開する。